

保険税の軽減措置等について

①所得が少ない世帯に対する軽減措置

世帯主、国保被保険者及び特定同一世帯所属者※1の前年の総所得金額等の合計が、次の条件にあてはまる場合には保険税の均等割額を軽減します。

軽減割合	世帯の前年中の総所得金額等の合計
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数※2-1)以下
5割軽減	43万円+29万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数※2-1)以下
2割軽減	43万円+54万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数※2-1)以下

※1 「特定同一世帯所属者」とは、後期高齢者医療の被保険者となったことにより国保の資格を喪失し、そのときから継続して同一の世帯に属する人をいいます。

※2 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))を受け取る人。

- 注1 65歳以上の人の公的年金等に係る所得については、その所得から15万円を控除した額で、上記の軽減割合の判定をします。
- 注2 専従者給与は地方税法上と取扱いが異なり必要経費とみなさないため、申告者の所得に加算した額で、上記の軽減割合の判定をします。
- 注3 保険税の軽減措置は、賦課期日(4月1日現在)の世帯状況で判断します(賦課期日以降の新規加入世帯はその資格取得日が基準日となります)。

②妊産婦がいる世帯に対する軽減措置(令和6年1月1日から実施しています)

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険の被保険者が出産予定または出産した場合に、出産(予定)月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間)の国民健康保険税を免除します。

※出産とは妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含みます。)免除には届出が必要です。詳しくは国民健康保険課(0439-80-1254)にお問合せください。



③子育て世帯に対する軽減措置

子育て世帯に対しては、経済的な負担軽減を図るため、保険税の均等割額を未就学児(小学校入学前まで)の被保険者については5割、就学児(小学校入学後)から18歳以下の被保険者については3割を軽減します。

会社の健康保険などの被用者保険の被保険者が後期高齢者医療へ移行し、その被扶養者(旧被扶養者)が国保に加入した場合

市の窓口へ申請していただくと、国保に加入してから2年間は、旧被扶養者の方の均等割額が半額となり、所得割額は当分の間免除されます。

注 65歳以上の方のみ

65歳未満の方が非自発的失業者となった場合

- 右記の要件を満たす場合、市の窓口へ申請していただくと、失業時からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を30%として保険税を算定します。
- 高額療養費などの所得区分判定も前年所得を軽減して行います。

要件 (雇用保険受給資格者証または通知の離職理由の番号にて確認します)

- 雇用保険の特定受給資格者(11、12、21、22、31、32)である方
- 雇用保険の特定理由離職者(23、33、34)である方

保険税の減免について

以下のような特別な事情がある場合、申請することにより保険税の減免の対象になることがありますので、申請をされる方は、事前に国民健康保険課までお問合せください。

- ① 貧困により、生活のための公私への扶助を受けている場合
- ② 天災など特別な事情により、生活が著しく困難となった場合又はこれに準ずると認められる場合

納期限(特別徴収の場合は、対象年金給付の支払に係る月の3月前の末日)までに申請書と必要書類の提出が必要です。

保険税は納期限までに納めましょう!

保険税は私たちの医療費に充てられる国保の貴重な財源です。必ず納期限までに納めましょう。納付が困難な場合は早目に国民健康保険課にご相談ください。

国保だより

発行	富津市役所 市民部 国民健康保険課 電話0439-80-1254
国保加入状況 [令和6年5月1日現在]	6,197世帯 / 9,066人

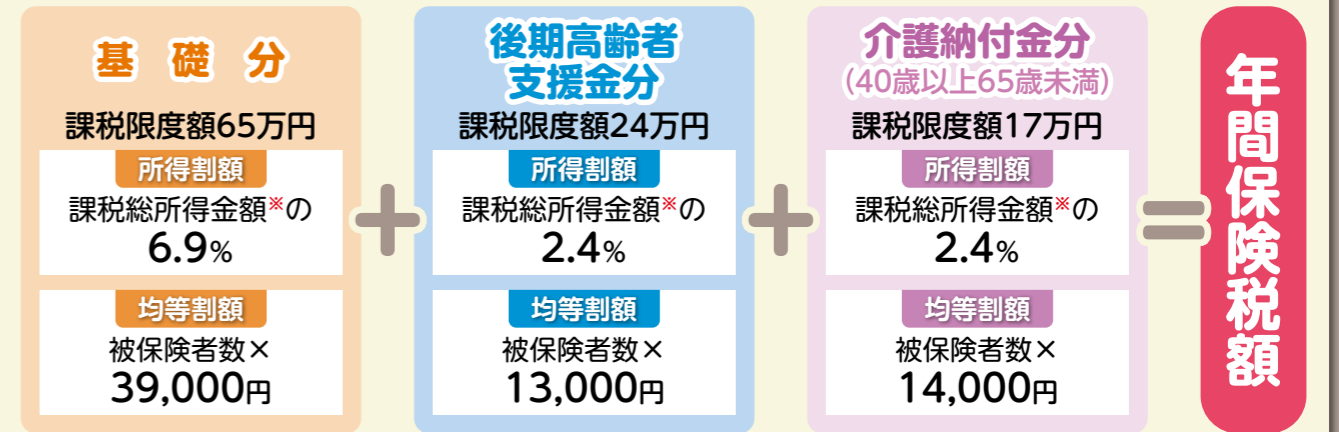
特別号



令和6年度の国民健康保険税は
このように決まります

富津市の保険税は、国保被保険者(国民健康保険の加入者)の所得状況及び加入されている人数、世帯を基礎に計算します。所得の状況に応じた部分を所得割額、被保険者1人当たりの一定額を均等割額といい、富津市では2方式により保険税が決まります。

1年間の保険税



令和6年度から ● 後期高齢者支援金分の課税限度額が改定されました。
● 均等割額の軽減判定所得基準が見直され、軽減対象が拡充されました。

※課税総所得金額とは…… ▼ 代表的な所得には、次のような所得があります。

前年中の総所得金額等(収入から必要経費等を控除した額)から基礎控除額(43万円)②を差し引いた金額です。

② 合計所得金額2,400万円超の場合、その金額に応じて基礎控除額が段階的に減少・消失します。

事業所得	収入金額-必要経費
給与所得	収入金額-給与所得控除額
年金所得	収入金額-公的年金等控除額
土地建物等の譲渡所得	収入金額-取得費-譲渡費用-譲渡所得特別控除額

※雑損失の繰越控除は適用になりません。

所得がなくても申告を!

所得に応じて保険税の均等割を7割・5割・2割に軽減する制度があります。申告の所得をもとに判定し保険税を減額するため、世帯に未申告者がいる場合は軽減を受けることができません。所得がなくても、必ず申告をするようにしてください。

※同様に18歳以下の被保険者の均等割額の減額も受けることができません。

Q 保険税はだれが納めるの？

A 保険税を納める義務は「世帯主」にあります。納税通知書は世帯主に送られますので、金融機関などで保険税を納めてください。

もっと教えて **世帯主が国保被保険者でない場合は？**
世帯主が国保に加入していなくても、同じ世帯に一人でも国保被保険者がいれば、保険税を納める義務は世帯主にあります。



Q 保険税はいつから納めるの？

A 保険税は国保加入の届出をした月からではなく、「国保加入の資格を得た月」から納めます。国保に加入・脱退をするときは、14日以内に国民健康保険課に届け出てください。また、保険税は年度（4月～翌年3月）ごとに決められますので、年度途中で加入・脱退したときは、月割りで計算した分を納めます。



国保に加入するとき

- 他の市区町村から転入してきたとき（職場の健康保険などに加入していない場合）
- 職場の健康保険などをやめたとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき



国保を脱退するとき

- 他の市区町村に転出したとき
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受け始めたとき（届出不要の場合あり）
- 後期高齢者医療制度に加入するとき（75歳になって加入するときは届出不要）



年度の途中で加入したときの保険税

$$\text{年間保険税} \times \frac{\text{加入した月から3月までの月数}}{12}$$

年度の途中で脱退したときの保険税

$$\text{年間保険税} \times \frac{4\text{月から脱退した月の前月までの月数}}{12}$$

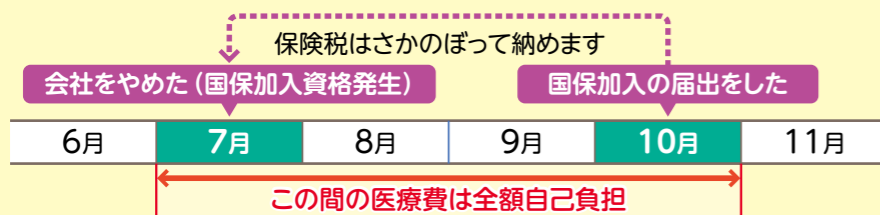
※職場の健康保険等は毎月の給料から天引きなどにより、通常1か月単位での納付となりますが、国民健康保険税は年額（12か月分）を7月から翌年2月までの年8回の納期で納めていただきますので、1回の納期で納める額は1か月半分の金額に相当します。また、転入などによる年度の途中からの加入の場合は、手続きをされた月の翌月の納期から納付をしていただきます。

例 10月に加入手続きをされた場合には、11月から翌年2月までの4回で納付していただきます

Q 加入の届出が遅れたら？

A 加入の届出が遅れた場合は、加入資格を得た月までさかのぼって保険税を納めます。

例 7月に会社をやめて、10月に国保加入の届出をしたとき



※資格を得た7月から届出をした10月までは被保険者証がないので、その間の医療費は全額自己負担になります。ただし、保険給付を受けることができます。

※保険税は毎年4月1日現在国保に加入している方に割り当てられます。例えば、1月に加入資格を得た方が4月以降に届け出た場合、その年度の4月分からの保険税とは別に前年度分の保険税をお知らせします。これを「過年度分の保険税」といいます。

Q 脱退の届出が遅れたら？

A 被保険者証が手元にあるため、うっかり使って医療を受けてしまった場合、国保が負担した医療費をあとで返していただきます。また、他の健康保険に入ったとき、国保脱退の届出をしないと、知らずに保険税を二重に支払ってしまうことがあります。



保険税の納付方法

年金からの特別徴収

世帯主と国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険税は、原則として世帯主の年金から天引きとなります。

※年金からの天引きとなる方でも、保険税に未納がない場合は口座振替に変更が可能です。

注 令和7年度保険税を仮徴収（特別徴収）する方については、令和6年度の納税通知書でお知らせしています。

特別徴収にならない場合（普通徴収）

以下の場合、年金から天引きになりませんので、納付書や口座振替で保険税を納めます。

- 特別徴収の対象となる年金が18万円未満の場合
- 保険税と介護保険料の合計が特別徴収の対象となる年金の年額1/2を超える場合
- 世帯主が後期高齢者医療制度に移行する年度である場合 など

注 世帯の状況が変わると、納付方法も変更になる場合があります。納付方法は納税通知書にて確認してください。

保険税納付は簡単で便利な口座振替をお勧めします

保険税納付を口座振替にすれば、納期ごとに金融機関などに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。また、一度手続きをすれば翌年度からも自動継続になりますので、簡単で便利です。

申込み方法

下記のものを持参して金融機関（右記参照）の窓口で手続きをしてください。申込みから実際に口座振替が開始されるまで2か月程度かかります。

- 納税通知書 ●預貯金通帳 ●通帳届出印
- 富津市口座振替依頼書（富津市内の金融機関にあります。）
（富津市外の金融機関で手続きされる場合は、書類を郵送しますのでご連絡ください。）



申込み場所

- 千葉銀行 ●みずほ銀行
- 千葉興業銀行 ●京葉銀行
- 三井住友銀行 ●三菱UFJ銀行
- 千葉信用金庫 ●君津信用組合
- 君津市農業協同組合 ●中央労働金庫
- 東日本信用漁業協同組合連合会
- ゆうちょ銀行・郵便局

※納税義務者は、世帯主となりますが、保険税の振替先口座は、世帯主以外の方の口座でも手続きが可能です。

コンビニエンスストアでも納付ができます

金融機関窓口等の納付に加え、コンビニエンスストアでの納付が可能です。（提携しているコンビニエンスストアは納付書裏面に記載してあります。）

クレジットカード、インターネットバンキング等での納付

パソコンやスマートフォンなどを利用して「地方税お支払サイト」から納付書に印字されているQRコードを読み込み、納付ができます。（システム手数料が別途かかります。）詳しくは下記「地方税お支払サイト」をご覧ください。

スマホ決済アプリでの納付

納付書に印字されているバーコードやQRコードを読み取り、24時間いつでも納付ができます。バーコード読み取りに対応しているスマホアプリは「LINE Pay」のみです。QRコード読み取りに対応しているスマホアプリは、25種類（令和6年5月現在）です。対応するアプリは下記「地方税お支払サイト」をご確認ください。

その他の便利な納付方法

- 注意**
- 1期から8期まで一括で納めることのできる納付書はありません。期別ごとの納付となります。
 - クレジットカード、インターネットバンキング、スマホ決済アプリの場合、領収証書は発行されません。
 - 下記の場合の納付はできません。金融機関窓口等をご利用ください。
 - 記載された納期限を過ぎた場合
 - 納付書1枚につき税額が30万円を超える場合はコンビニ店舗、「LINE Pay」での納付はできません。
 - 汚れ、傷などでバーコードやQRコードが読み取れない場合（コンビニ納付、スマホ決済アプリでの納付の際）
- ※「地方税お支払サイト」でQRコードが読み取れない場合はeL番号での納付が可能です。詳しくは下記「地方税お支払サイト」をご覧ください。

▼地方税お支払サイト
URL : <https://www.payment.eltax.lta.go.jp>
※QRコードは欄デンソーウェブの商標登録です。

